

紹介
 してね

はだの暮らし耳寄り情報

市内で新たに住宅を取得する際の費用を助成する「はだの丹沢ライフ応援事業」が始まります。親しい人にこの制度を紹介して、これからの「はだの暮らし」を一緒に応援しませんか。

問い合わせ 交通住宅課 ☎(82)9642

とき 4月20日(水)~

内容 住宅取得に必要な
 費用の助成

対象 次の全てに該当する世帯 ◆世帯主およびその配偶者がいずれも40歳以下 ※空き家バンク登録物件またはさと地共生住宅開発許可制度を活用する場合は、年齢条件なし ◆秦野市に3年以上居住する予定がある ◆地域の自治会に加入する意思がある ◆4月1日以降に工事請負契約または売買契約を締結した市内の戸建て住宅または分譲マンションを持つ

申し込み 申請書(市役所西庁舎2階交通住宅課、市ホームページにあります)に必要な書類を添えて、〒257-8501交通住宅課へ郵送または持参



申請手続きの流れ

① 請負・売買契約

② 住宅の完成

③ 住宅の登記

④ 住宅に転入・転居

⑤ 助成金申請

⑥ 交付決定

⑦ 助成金請求

⑧ 支払い



気になる疑問点を解説



Q 助成金の申請のタイミングは?

A 住宅の登記を行ってから、3カ月以内に申請してください。また、交付決定後30日以内に助成金の請求を行う必要があります。

Q ほかの補助金との併用はできる?

A 可能です。市空き家の活用促進補助金と併用すると最大で110万円、秦野産木材を使用する快適な住まいづくり補助金と併用すると最大で120万円の助成金を受け取れます。

市空き家の活用促進補助金の詳細は



秦野産木材を使用する快適な住まいづくり補助金の詳細は



最大60万円

助成金額の紹介

助成金額は、基本額と加算額の合計金額を申請できます。

基本額
20万円

+

加算額
各10万円

+10万円

移住加算



はだの暮らしを満喫

対象 市外からの移住者がいる世帯

一人につき
+10万円

子育て加算



充実した子育て環境

対象 小学校卒業前の子供がいる世帯

+10万円

結婚新生活加算



新生活も安心

対象 過去5年以内に婚姻の届け出をした世帯

+10万円

空き家加算

一戸建て住宅	戸建て住宅	店舗(店舗併用住宅)
 新築取得費(建築費+土地代)が300万円以上で、かつ、市空き家バンクに登録されている物件。	 築10年以上、かつ、市空き家バンクに登録されている物件。	 築10年以上、かつ、市空き家バンクに登録されている物件。
 築10年以上、かつ、市空き家バンクに登録されている物件。	 築10年以上、かつ、市空き家バンクに登録されている物件。	 築10年以上、かつ、市空き家バンクに登録されている物件。

ホームページで
 物件情報を公開中

対象 空き家バンクに登録されている物件

+10万円

さと地共生住宅加算



自然に囲まれて暮らす

対象 さと地共生住宅開発許可制度を活用している物件

活用しませんか

「空き家の活用・適正管理促進補助金」

◆活用促進補助金 対象経費 市内の事業者が施工した修繕、改築、設備改善などのリフォーム費用 助成額 対象経費の3分の1以内(上限50万円) ◆適正管理促進補助金 対象経費 市一般廃棄物収集運搬の許可を持つ事業者に委託した家財道具の処分、市内の事業者に委託した庭木の伐採費用 助成額 対象経費の3分の1以内(上限20万円)

対象 空き家バンクに登録する戸建て住宅の所有者または利用者(登録済みの住宅を含む) ※適正管理促進補助金は所有者のみ 申し込み 申請書(市役所西庁舎2階交通住宅課、市ホームページにあります)に必要な書類を添えて、〒257-8501交通住宅課へ郵送または持参

物件
 募集

売りたい 貸したい 空き家バンク

住まなくなった家を活用するため、空き家バンクに登録しませんか。
 対象 戸建て住宅、アパート、空き店舗など



広報はだの紙面アンケート



1/3
 スマホから
 回答



お知らせ

定員のあるものは原則申し込み先着順、ないものは原則入場自由です。
市のメールアドレスは@以下に city.hadano.kanagawa.jp を付けてください。

行政一般

補助します 商店街の空き店舗利用

開業1～4カ月の方 対象経費・補助額 ◇開業時改装費 10分の3(上限50万円) ◇賃借料 10分の3(上限月3万円、2年間) ◇初年度広告宣伝費 2分の1(上限15万円) 申請申し込み書(市ホームページにあります)に必要な書類を添えて、5月6日(金)までに市役所西庁舎1階産業振興課へ本人が持参 ※6月に審査会を予定 産業振興課☎(82)9646

助成します 肺炎球菌ワクチンの定期予防接種

過去に接種したことがなく、次のいずれかに該当する方 ◇今年度中に65・70・75・80・85・90・95・100歳になる ◇60～64歳で、心臓、腎臓、呼吸器の障害やHIVにより日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある 費3000円(生活保護世帯、市・県民税非課税世帯、中国残留邦人などの支援給付受給世帯の方は免除) 令和5年3月31日(金)までに、指定医療機関(市ホームページにあります)へ 健康づくり課☎(82)9603

NITTAN/パークおおね温水プール 小・中学生無料開放

5月1日(日)～6月30日(木) NITTANパークおおね☎(77)7888

文化芸術活動に助成します はだのアート復活事業

次の全てに該当する展示、公演、講演会などの文化芸術事業 ◇市内在住・在勤または市内に活動拠点がある個人または団体が実施 ◇令和2年2月20日～令和4年3月31日に実施予定だったが新型コロナウイルスの拡大防止のため中止または延期し、4月1日～令和5年3月31日に代わり開催 対象経費・助成額 会場使用料と感染症対策費の合計額(上限5万円) ※先着順 申請書(市役所教育庁舎1階文化振興課、公民館、市ホームページなどにあります)に必要な書類を添えて、5月6日(金)～令和5年2月28日(火)に〒257-8501文化振興課へ郵送または持参 文化振興課☎(86)6309

緑のカーテンでカーボンニュートラルに貢献 ゴーヤーの種を配布

配布場所 市役所西庁舎1階環境共生課 ※1世帯30粒程度。無くなり次第終了。ゴーヤーを苗まで育てる里親も募集 環境共生課☎(82)

みんなの伝言板

市内の公共施設を利用

定員のあるものは原則申し込み先着順、ないものは原則入場自由です

とき	対象	申し込み
場所	定員	締り締め切り
内容	費用	問い合わせ

定員のあるものは原則申し込み先着順、ないものは原則入場自由です。
市のメールアドレスは@以下に city.hadano.kanagawa.jp を付けてください。

9618

制限されています 新東名高速道路周辺の看板などの設置

新東名高速道路開通区間の道路本線から500m以内で展望できる区域は、看板などの屋外広告物の新規設置が原則禁止されています。店舗や事務所などの敷地内では、一部設置できる規定があるので、詳しい内容や区域は市ホームページで確認してください。 建築指導課☎(83)0883

催し

都市計画道路および矢押沢水路整備事業に関する説明会

◇4月22日(金) 午後7時～9時 ◇23日(土) 午後2時～4時 場クアーズテック秦野CH 場まちづくり計画課☎(82)9643、道路整備課☎(82)9636

ウクライナを支援 映画「ひまわり」上映会

5月4日(火) 午前10時～正午 場クアーズテック秦野CH 定400人 場4月18日(日)から電話または氏名、参加人数、電話番号を書きファクス((86)6563)。メール(bunsin@)も可 文化振興課☎(86)6309

手話入門・基礎講座

5月11日～令和5年3月15日の水曜日 全40回 午後1時～2時半 場保健福祉センター 場手話未経験者15人 ※テキスト代は実費 障害福祉課☎(82)7616

プロに学ぶフォトセミナー

5月27日(金)午前9時カルチャーパーク集合～正午 講師 山口高志氏(写真家) 場デジタルカメラを持参できる20人 費3000円 場観光協会☎(82)8833

観光ボランティアと歩こう 室川源流と夏越の茅の輪くぐり

6月28日(火)午前9時渋沢駅改札前集合～千村蓮畑～室川源流～谷津湧水～出雲大社相模分祠～白笹稲荷神社～午後3時秦野駅 ※雨天中止 定30人 費500円 場4月28日(火)～6月25日(土) 場秦野駅観光案内所☎(80)2303

募集

観光振興課の修景整備員

勤務内容 観光地の草刈りや、修繕などの維持管理業務 人数 1人 任期 令和5年3月31日まで(更新あ

り。開始日は応相談) 勤務日など 週4日 午前8時半～午後4時45分 報酬 時給1165円 場履歴書を5月13日(金)までに〒257-8501市役所西庁舎1階観光振興課へ郵送または持参 ※後日面接あり 場観光振興課☎(82)9648

青少年音楽祭の出演者

10月23日(日) 場クアーズテック秦野CH 部門 ①ピアノ ②ピアノ連弾 ③弦管打楽器 ④邦楽(琴・尺八) ⑤電子オルガン ⑥声楽 ⑦合奏・合唱 ※③～⑥は重奏・重唱を含む 場市内在住・在勤・在学または市内で音楽を学ぶ29歳以下の方(音楽専門の学校の学生・卒業生を除く) ※7月3日(日)にオーディションあり 費1000円 場申し込み書(市役所3階子ども育成課、はだの子ども館、クアーズテック秦野CH、公民館、児童館にあります)を、5月16日(月)までに〒257-8501子ども育成課へ郵送 場子ども育成課☎(86)6270

ポールウォーキング体験教室

5月2日(月) 9日(月) 23日(月) 午前9時半～11時 ※雨天中止 場カルチャーパークけやき広場周辺 定各日15人 費500円 場開始30分前からメタックス体育館はだの入り口へ 場スポーツ協会☎(84)3376

ふれあいスポーツデー

5月7日(土) 午前9時～正午 場メタックス体育館はだの、カルチャーパーク庭球場など 場フィットネス、テニスクリニック、パークゴルフ、ノルディックウォーキングなど 場スポーツ協会☎(84)3376

親子ピクス教室

◇3歳コース 5月19日～6月23日の水曜日 全6回 午前11時10分～午後0時10分 定15組 ◇4～5歳コース 5月23日～7月4日の月曜日(6月20日を除く) 全6回 午後3時半～4時半 定20組 場メタックス体育館はだの 費いずれも3500円 場4月19日(火)～25日(月) 場スポーツ協会☎(84)3376

施設情報

はだの歴史博物館 ☎(87)5542 企画展「石が語る秦野のくらしと祈

新型コロナウイルス関連情報

感染症拡大防止のため規模を縮小します

令和4年度子どもまつり 5月28日(火)～5月5日(火) 場みずなし川緑地 場こいのぼりの掲揚 ※他のイベントは中止 場子ども育成課☎(86)6270

市からの最新情報は

市ホームページ	感染特設ページ(感染症への対応全般)	市公式LINE	緊急情報メール
ワクチン情報ページ(接種に関する案内)			

場市新型コロナウイルスセンター☎(82)9615、市新型コロナワクチンセンター☎0120(228)830

チャリティー日舞みやこ会 4月29日(金) 午後0時半～4時 クアーズテック秦野CH ※先着100人プレゼントあり 五月☎(81)5314

り) 4月19日(火)～7月10日(日) 内石を通じた秦野の人々の生活や信仰の歴史 企画展「レンズがとらえた50年前の秦野」 4月26日(火)～6月26日(日) 場50年前に撮影した当時の様子やイベントなど

くずはの家 ☎(84)7874

ゴールデンウィーク企画 5月3日(火)～5日(木) 午前9時半～午後4時半 場◇「木のおもちゃから広がる世界」展 世界の木のおもちゃや組み木絵の展示 ◇ウオークラリー 広場内の観察板を回った方に参加賞をプレゼント ※無くなり次第終了

はだの子ども館 ☎(81)7011

①子ども絵画造形教室 5月7日～6月18日の土曜日 全7回 ◇小学1・2年生 午前9時～10時半、午前11時～午後0時半 ◇小学3～6年生 午後1時半～3時 定いずれも10人(抽選) 費2000円 ②草月流親子生け花体験教室 母の日の生け花 5月8日(日) 午後1時半～3時 定5

市議会第1回定例会会議終わる

令和4年3月第1回定例会会議が2月24日から3月25日まで開催され、議案など34件が審議されました。議決された主な内容は次のとおりです。
令和4年度歳入歳出予算 一般会計のほか、5会計の歳入歳出予算が成立
市商業地における企業等の立地及び施設再整備の推進に関する条例を制定 小田急線4駅周辺のにぎわいの創造を図るため、企業などの立地および施設再整備を促進する条例を制定
令和3年度一般会計補正予算が成立 3回目のワクチン接種に要する費用、小・中学校の感染症対策強化に要する費用などの予算を計上
公平委員会の委員 大園克己氏が再任
教育委員会の委員 牛田洋史氏が再任
場総合政策課☎(82)5101、議事政策課☎(82)9652

公民館・会館だより

定員のあるものは原則申し込み先着順、ないものは原則入場自由です

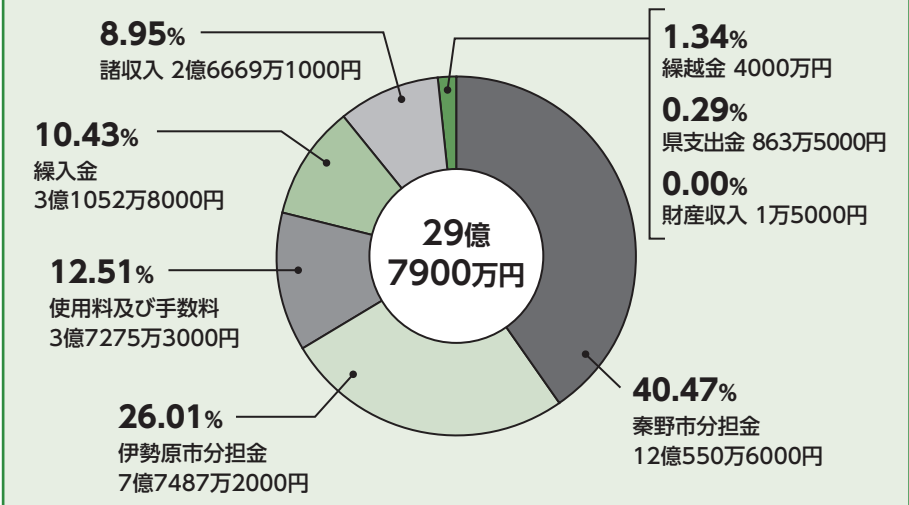
本町公民館 ☎(84)5100
親子いっしょのお話し会 4月20日(火) 午前10時～11時 未就園児の親子10組
初心者パソコン相談 5月10日(火) 午後1時半～3時半 パソコン持参
渋沢公民館 ☎(87)7751
はじめての卓球教室 5～10月の第2・4金曜日(8月を除く) 全10回 午前9時半～11時45分 8人(経験者不可) 各回150円
南が丘公民館 ☎(84)6411
伝承わらべうた 4月26日(火) 午前11時半～午後0時半 8～12カ月児の親子8組 500円
和布で作るドレス黒ねこ 4月27日(火) 午後1時～3時半 15人 800円
上公民館 ☎(87)0212
端午の節句と「武者絵のぼり・五月人形展」 4月22日(金)～5月7日(土)
親子卓球教室 5月8日(日) 午後1時～3時 10人(中学生以上は単独参加可)

日～2月28日 現金9件 26万9868円 1261円 地下水の水質保全に対する事業に(兵庫の泉) 2月25日 現金(若竹の泉) 1月28日 現金1件 1件 2万円

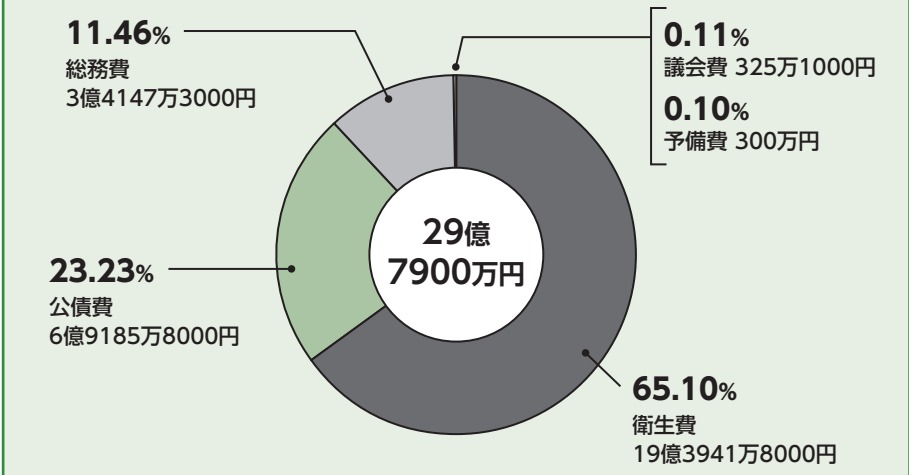
秦野市伊勢原市環境衛生組合 令和4年度予算の概要

秦野市と伊勢原市のごみ処理と火葬業務は秦野市伊勢原市環境衛生組合が行っています。令和4年度当初予算は総額29億7900万円で、3年度と比べると2億500万円の増額となりました。歳入歳出の概要は次のとおりです。

歳入 本市と伊勢原市の人口比率などを基に算出した分担金が、歳入全体の約66%を占めています。この分担金にかかる市民1人当たりの負担額は、約7623円です。 ※令和3年12月31日現在の住民基本台帳人口により算出



歳出 ごみや灰の処理、斎場の運営経費などの衛生費が、歳出全体の約65%を占めています。



両市民の快適な生活が保たれるよう、はだのクリーンセンター、伊勢原清掃工場、秦野斎場、いずれも適正な維持管理に努めていきます。 場秦野市伊勢原市環境衛生組合☎(82)2500

北公民館 ☎(75)1678

絵本とわらべうた 4月28日(火) 午前10時～10時45分 未就園児の親子5組
Web会議(Zoom)入門 5月12日(火) 午前9時半～午後3時半 13人 1000円
俺たちのフィットネス 5月13日(水) 午前10時～11時半 50～70代の男性30人 200円
西公民館 ☎(88)0003
世界に一つだけのアクセサリ作り「サンドブラスト彫刻のタカラ貝と天然石のネックレス」 5月12日(火) 午後1時半～3時半 6人 1000円
南公民館 ☎(81)3001
母の日プレゼント「香りのスプレー作り」 5月7日(土) 午前9時～10時 小学生12人 500円
思い出サロン「私の青春ソング」 5月19日(火) 午後1時半～3時 65歳以上30人 100円
南地区ハイキング「湧水めぐり」 5月21日(土) 午前9時南公民館集合～正午 15人 170円

ほうらい会館 ☎(81)8310
矢倉沢往還を歩く「絶景富士見の尾根歩き」 4月26日(火)午前9時 渋沢駅改札前集合～午後3時半 15人

43席に増えました はだの子ども館の学習室

※午前9時～午後9時(休館日を除く) 場受験参考書の貸し出し、無料WiFiの利用



4月29日(金)～5月29日(日)の土・日曜日、祝日運行

大山ケーブル→ 鶴巻温泉駅北口 バス季節運行



秋の季節運行に加えて、今年度から春の運行がスタート。鮮やかな若葉が山々を彩り新緑が心地良い季節に、ハイキングやグルメを楽しみませんか。

問い合わせ 観光振興課 ☎(82)9648

	大山ケーブル	良弁滝	あたご滝	社務局入口	大山駅	三の宮	鶴巻温泉駅北口
1便	14:10	14:11	14:12	14:12	14:13	14:21	14:35
2便	15:10	15:11	15:12	15:12	15:13	15:21	15:35
3便	16:10	16:11	16:12	16:12	16:13	16:21	16:35
運賃	現金280円 (IC273円)			現金190円 (IC189円)			
	現金320円 (IC315円)						

※丹沢・大山フリーパスを利用できます。「金額式IC定期券、環境定期券、ちびっこ50円、かなちゃん手形」は利用できません。

「はだのふるさと大使」吉田栄作さんお届けする車内アナウンス

春の運行を記念して、秋の運行で流していた車内アナウンスをリニューアル。地域の歴史や観光スポット情報をお届けします。

「はだのモーピク」でメイキング映像を公開中



すてきな声でお届け

鶴巻温泉地域を満喫

ジビエが食べられる街 鶴巻温泉



各店がオリジナルのジビエ料理を提供

鶴巻温泉駅周辺の対象飲食店で、個性豊かなジビエ料理が楽しめます。

参加店などの詳細は市ホームページへ



エキチカで楽しむ 鶴巻温泉駅前マルシェ



地元の味でおもてなし

地元の名産品やお土産などを販売します。

とき 4月29日(金)～5月29日(日)の土・日曜日、祝日 午後2時～5時
ところ 鶴巻温泉駅北口駅前広場

春のお出掛けを楽しもう

4月16日(土)～
山開き記念バッジをプレゼント

配布場所 西商店会連合会、鶴巻地区各商店会、ヤビツ峠レストハウス、県立秦野戸川公園内ヤマカフェ、丹沢山小屋組合など
対象 施設や店舗を利用した方 ※先着4000個



表丹沢を描いた特製バッジ

問い合わせ 観光振興課 ☎(82)9648

4月16日(土)～12月16日(金)
秦野丹沢ハイキングスタンプラリー

缶バッジが倍の3000個に

スマートフォンアプリ「ヤマスタ」を使ってチェックインポイントを巡りデジタルスタンプを集めると、コースごとに記念缶バッジや認定証がもらえます。さらに、特製ピンバッジの抽選にも応募できます。



自然の中をハイキング

コース ◆渋沢丘陵ハイク ◆弘法山公園ハイク ◆蓑毛里山ウオーク ◆菩提ハイク ◆水無川ウオーク

交換場所 市内4駅連絡所

コースの詳細は、レリア特設サイト「秦野山旅」内特設ページへ



問い合わせ 広報広聴課 ☎(82)5117

図書館

4月23日(土)～5月12日(木)

こどもの読書フェア

本や図書館の魅力が感じられるイベントが盛りだくさん。家族や友達と、ぜひ来館してください。

本のおたのしみ袋

図書館職員お薦めの本を年齢・テーマ別に、袋に詰めました。
とき 4月23日 29日(金) 5月5日(木) ※各日15袋

企画展示



1冊お気に入りの本を見つけよう

としょかん探検隊



図書館の裏側を見学

とき 5月1日(日) 4日(木) 午後2時～3時 対象 各日小学生の親子5組(申し込み先着順)

おりがみで「みるみる」「よむよむ」を作ろう

内容 ◆読んでみよう えほん50 新刊絵本の中から選ばれた50冊を展示 ◆図書館で「パンまつり!?」パンに関連した本を展示



カウンターで折り方の紙を配布します。

スタンプラリー

自分の図書館カードで本を借りてシールを3枚集めると、記念品をプレゼント。 ※先着100個

問い合わせ 図書館 ☎(81)7012

〈広告の掲載・お問い合わせは、広報広聴課までお気軽にご連絡ください〉

保険の疑問を専門家に無料相談！ 保険の新規加入・見直し

ほけんの窓口 秦野店

ご相談のご予約はお電話・店舗ホームページから受付中！



0800-222-6610

〒257-0042 秦野市寿町4-16 宇山ビル3F

■営業時間 10:00～19:00 年中無休(年末年始を除く)
■駐車場 あり ■キッズスペース・授乳室・ベビーベッド あり



ホームページはこちら



ほけんの窓口 マスコットキャラクター「イロコシ」

HM21-240630-585 募集代理店 株式会社オフィス・アウル

犯罪被害に遭われた方への支援をはじめました

本市では、誰もが安心して暮らすことができる地域社会を目指して、「秦野市犯罪被害者等支援条例」を制定し、令和4年4月1日から施行しました。



『もし、自分や大切な人が犯罪被害に遭ってしまったら…』

犯罪被害は誰にでも起こりうる問題です。市では、犯罪被害に遭われた方やご家族の心に寄り添い、誰もが安心して暮らすことができる地域社会を目指して、「秦野市犯罪被害者等支援条例」に基づき総合的な支援を行います。



市ホームページで支援内容などの詳細を確認できます。

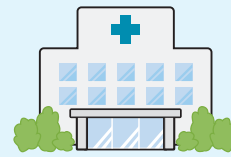
支援内容

- 令和4年4月1日以降に発生した犯罪被害を対象とします
- 犯罪被害は、被害届が警察に提出され受理されたものを対象とします
- 支援内容ごとに、対象者、申請の期限等の要件があります

支援金支給

経済的な負担の軽減を図るため、犯罪被害に遭われた方に支援金を支給します。

- **遺族支援金 50万円**
犯罪により亡くなった被害者(市民)のご遺族に支給します。
- **重傷病支援金 10万円**
犯罪により重傷病を負った被害者(犯罪発生時に市民)に支給します。
- **性犯罪被害支援金 5万円**
性犯罪の被害者(犯罪発生時に市民)に支給します。



日常生活支援

犯罪被害により家事や保育など日常生活が困難になった被害者の方に、日常生活の支援を行います。

- **配食サービス費用の助成** 1人につき、1日あたり1000円を上限に30日まで
犯罪被害により家事などの日常生活が困難になった場合に、配食サービスを利用した費用を助成します。
- **一時預かりサービス費用の助成** 子1人につき、1日あたり8500円を上限に10日まで
犯罪被害により児童の家庭での保育が困難となった場合に、一時預かりサービスを利用した費用を助成します。
- **転居費用の助成** 1件につき、20万円を上限に1回まで
犯罪被害により、従前の住居に居住することが困難となった場合に、新たな住居への転居に要した費用を助成します。

専門相談支援

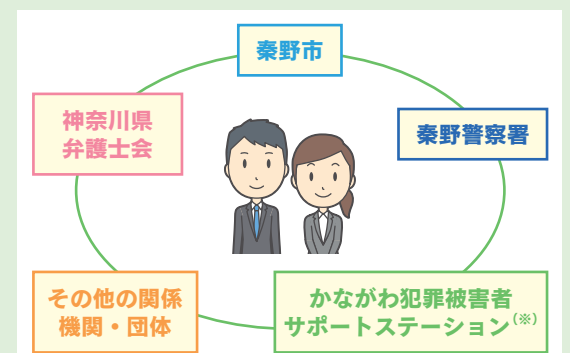
犯罪被害により直面している法律の問題や精神的な被害について、専門相談を行います。

- **法律相談** 1回あたり60分を目安に2回まで無料
犯罪被害に精通した弁護士による法律相談を行います。
- **カウンセリング** 1回あたり60分を目安に10回まで無料
専門的な知識を有するカウンセラーによるカウンセリングを行います。



支援体制

犯罪に遭われた方やご家族が1日でも早く日常生活を取り戻すことができるよう、相談内容や状況に応じ、市と関係機関が連携して途切れることのない支援を行います。



*神奈川県・神奈川県警察・認定特定非営利活動法人 神奈川被害者支援センター

秦野警察署と協定締結

市と警察機関が連携して被害者の方に適切な支援ができるよう、秦野警察署(岩淵浩二署長)と協定を締結しました。

【協定締結の内容】

- ① 犯罪被害者等が必要とする支援に関すること
- ② 条例の広報に関すること
- ③ 市民等への啓発に関すること



締結の様子(令和4年3月29日)

相談窓口

- 犯罪被害に遭われた方やご家族が直面しているさまざまな問題について、ご相談をお受けします
- 「秦野市犯罪被害者等支援条例」に基づく支援を提供します
- 必要な情報の提供や助言を行うほか、相談内容や状況に応じて関係機関をご案内します

ひとりで悩まず
ご相談ください



秦野市犯罪被害者等総合支援窓口
(市民相談人権課内)

☎(82)5128(直通)

受け付け

月～金曜日 午前8時半～午後5時
(祝日・年末年始は除く)

性犯罪・性暴力被害に遭われた方の
専門相談窓口

神奈川県

かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ
支援センター「かならいん」

☎#8891または
045(322)7379

(24時間365日受け付け)

※どなたでもご相談できます。(性別等は
問いません)

『犯罪被害に遭うと…』

知っていただきたいことがあります

犯罪の被害に遭われた方やご家族は、突然のことに混乱する中、強い恐怖や怒りを感じたり、自分を責めたりするなど、心身に起こる変化やさまざまな問題に直面することになります。そのため、日常生活をおくることが難しくなってしまうことがあります。

日常生活のこと

- 家事や育児が手につかない
- 外出ができなくなり、必要な用事もできなくなる



心身の不調

- 強い不安感
- 眠れない
- 食欲が出ない
- 自分を責めてしまう
- 感情のコントロールができない



住居のこと

- 自宅や自宅近くが事件現場になり、住み続けることができない
- 事件のことを知られてしまい、周囲から好奇の目で見られる



経済的なこと

- 仕事に行かなくなってしまい、経済的に困窮する
- 被害により、医療費、裁判に伴う費用などさまざまな費用がかかる



仕事のこと

- さまざまな手続きに時間を要し、仕事を休む必要があるが、職場の理解が得られない
- 仕事が手につかない
- つらくて会社に行かれない

周囲の人の言動のこと

- 周囲の無責任なうわさ話や興味本位の質問
- マスコミ等の過剰な取材や配慮に欠ける報道
- 被害者の心情に沿わない安易な励ましや慰め



二次被害ってご存じですか

犯罪による被害は、命を奪われる、身体を傷つけられる、財産を取られるなどの直接的な被害だけではありません。心身の不調や苦痛、周囲の無理解や配慮に欠ける言動など、被害後に生じるさまざまな問題を「二次被害」といいます。

例えば、周りの方が励ましのつもりでかけた言葉が、被害者の方やご家族を傷つけ、回復を妨げてしまう場合があります。

身近な「二次被害」の例

- 決めつけてしまう
「あなたは強いから大丈夫ですよ」など
- 安易な励ましやなぐさめをしてしまう
「早く忘れて前向きに生きなくちゃ」「元気を出して」など
- 被害の状況を人と比べる
「もっとつらい人がたくさんいるよ」
「命が助かっただけでも良かった」など

大切なことは

「寄り添う気持ち」です

日常生活を取り戻すまでの道のりは、一人ひとり違います。

その方の気持ちや起こっている出来事を理解し「寄り添う」ことや、「いつもどおり、自然に接する」ことが大切な支援となります。



地域のみなさんのチカラが必要です

犯罪被害に遭われた方やご家族が、住み慣れた地域で安心して日常生活を取り戻すためには、地域のみなさんの理解と支えがチカラになります。



地域全体で支えるため、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

令和3年度の主な取り組み

条例制定にあたり、「自分や身近な人が犯罪に巻き込まれたとき、どのような支援が必要なのか」を考える機会とするとともに、支援の重要性について市民のみなさんの理解を深めていただくため講演会を開催しました。講師には犯罪被害者ご遺族の糸賀美恵さんをお招きし、犯罪被害者の実態や被害者にとって真に必要な支援とは何かについてお話をいただきました。

また、11月25日から12月1日の「犯罪被害者週間」に合わせて、市役所教育庁舎や市図書館に啓発コーナーを設置するなどの取組を実施しました。

令和4年度も犯罪被害者支援講演会を実施します。詳細は決まり次第、市ホームページ等でお知らせします。



講演会の様子



啓発コーナー（市図書館内）

「秦野市人権施策推進指針」を改定しました

平成18年に策定した「秦野市人権施策推進指針」を改定しました。この指針は、本市の人権施策の基本的な方向性を示すものです。



今回の改定では、犯罪被害者等支援条例に基づく施策を追加したほか、新たな人権課題や法整備の状況を反映しました。改定後の「秦野市人権施策推進指針」は、市ホームページで閲覧できます。

〈主な改定内容〉

- 「犯罪被害者等の権利」に関する施策を追加
- 新たな課題を追加
「災害に伴う人権」「人身取引」「北朝鮮当局による人権侵害問題」
- 法整備の状況を反映
「子どもの貧困対策の推進に関する法律」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」など

問い合わせ 人権推進担当 ☎(82)7618